(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒
(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(オ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒
(キ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(ク)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十五日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分一〇秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

実施機　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十五日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

実施機　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十五日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

実施機　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十六号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

令和八年八月二十五日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

実施機　航空機
その他　一　射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十七号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十五日　防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

実施機　航空機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。